



熊本県公報

号外 第45号
令和7年(2025年)
9月19日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

登 載 依 頼

- 公の施設における指定管理者の募集（熊本県有料駐車場）
.....（企業局総務経営課） 1

登載依頼

熊本県企業局公告第4号

県が設置する公の施設の指定管理者について、次のとおり募集する。
令和7年（2025年）9月19日

熊本県知事 木 村 敬

- 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
 - 名称
熊本県営有料駐車場及び熊本県営第二有料駐車場（以下「駐車場」という。）
 - 所在地
熊本市中央区安政町、新屋敷二丁目及び三丁目
 - 施設の概要
 - 熊本県営有料駐車場 自走式立体駐車場（鉄骨構造6階7層）、収容台数298台
 - 熊本県営第二有料駐車場 平面駐車場、収容台数37台
- 指定管理者が行う業務
 - 駐車場の利用調整に関する業務
 - 駐車場の利用に係る利用料金の収受
 - 駐車場の施設及び設備の維持及び修繕に関する業務
 - 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が駐車場の管理運営上必要と認める業務
- 指定管理者の指定の期間
令和8年（2026年）4月1日から令和13年（2031年）3月31日まで
- 参加資格
次に掲げるすべての要件を満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
 - 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
 - 県内に事業所を有すること。
 - 熊本県から指名停止措置又は熊本県と熊本県警察本部が締結した指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書に基づく排除措置を受けていないこと。
 - 労働者災害補償保険に加入していること。
 - 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
 - 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
 - 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
- 申請の手続
 - 申請書類
申請に当たっては、次に掲げる書類を提出すること。
 - 指定管理者指定申請書
 - 駐車場指定管理者事業計画書及び収支予算書
 - 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
 - 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
 - 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書、その他法人等の財務状況を明らかにする書類
 - 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書、その他法人等の

- 業務の内容を明らかにする書類
- キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は、提出することを要しない。）
- ク 納税証明書
- （ア） 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
- （イ） 熊本県の県税について未納がないことの証明書
- （ウ） 熊本県の県税について課税の実績がない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、（イ）と併せて、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税について未納がないことの証明書
- ケ 「指定管理者からの暴力団排除に関する合意書」に関する申立書
- （2） 申請書の提出先
 熊本県企業局総務経営課経営班（県庁行政棟新館10階）
 郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 電話番号096-333-2597
 ファックス番号096-384-9114
- （3） 提出期間
 令和7年（2025年）9月25日（木）から令和7年（2025年）10月17日（金）までの日の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。
- （4） 提出部数
 正本1部、副本10部（副本についてはコピーで可。）
- 6 指定管理候補者の選定
 令和7年（2025年）11月に開催予定の指定管理候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）の選考意見を踏まえて、最終的に企業局において選定する。
 なお、選考委員会では、各委員が企業局の定めた審査基準に基づいて審査・採点を行い、選考意見を取りまとめる。
- 7 募集要項
 熊本県のホームページ（企業局）に令和7年（2025年）9月19日（金）から掲載する。
- 8 現地説明会
- （1） 日時
 令和7年（2025年）10月2日（木）午後1時30分から
- （2） 場所
 くまもと県民交流会館パレア会議室7及び熊本県営有料駐車場
- （3） その他
 現地説明会への参加を希望する場合は、法人等の名称及び参加者の氏名等を5の（2）に定める提出先へ募集要項に定める所定の様式によりあらかじめ連絡すること。
- 9 留意事項
- （1） 募集要項に記載している条件を満たしていない場合のほか、次に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
 ア 申請書等の提出方法、提出先、提出期限等が守られなかったとき。
 イ 申請書等に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
 ウ 申請書等に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
 エ 申請書等に虚偽の内容が記載されているとき。
 オ その他、選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるとき。
- （2） 提出された書類は、県庁内の使用及び選考委員会での検討のため複写することがある。
- （3） 提出された書類は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）に基づく開示の請求により開示することがある。
- 10 その他
- （1） 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書等の内容について説明を求める。
- （2） 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
- （3） 問合せ先
 5の（2）に同じ。